

市町村の総合戦略の策定について

企画振興部市町村課

1 市町村総合戦略の策定について

(1) まち・ひと・しごと創生法案第 10 条（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。（平成 27 年度中に策定）

(2) 基本政策検討チーム報告書（案）（H26.10.31 まち・ひと・しごと創生会議（第 2 回））

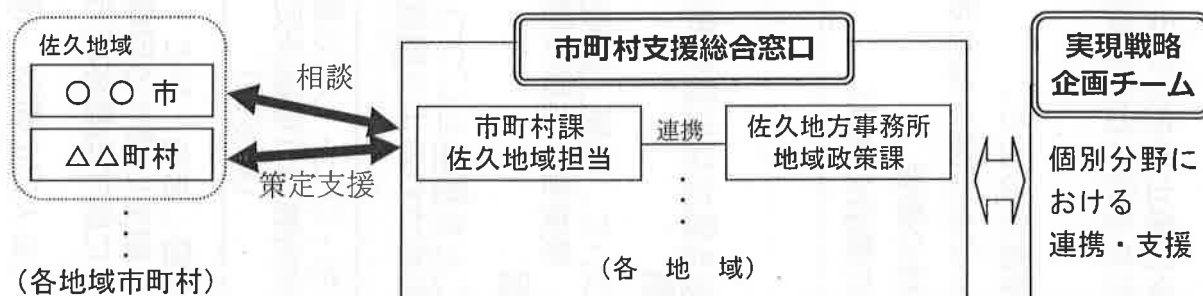
3. 地域主体の取組体制と PDCA の整備 （4）地域間の連携推進

各市町村は、「ひと」と「しごと」の好循環確立に有効と考えられる場合は、地域間の広域連携を積極的に進めることとし、現状分析もその連携エリア単位で行った上で、抽出された課題を各自自治体の「総合戦略」に反映させる。都道府県は、市町村レベルの地域課題を、自らの「総合戦略」にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進める。

2 市町村総合戦略の策定支援体制について

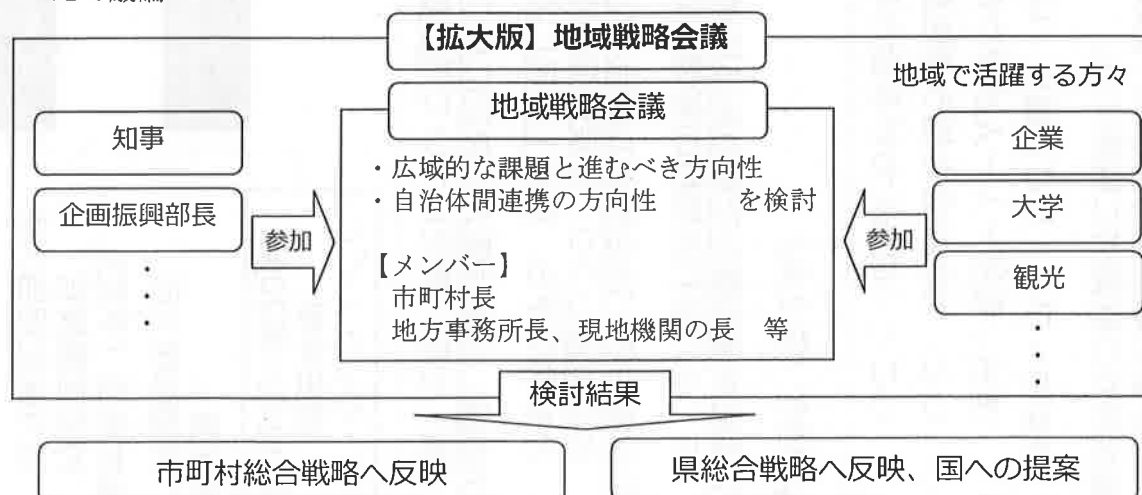
(1) 市町村支援総合窓口の設置

10 広域（市町村）ごとに市町村課の職員が「地域担当」として、地方事務所地域政策課とともに総合窓口になり、市町村の総合戦略の策定を支援



(2) 広域的な課題・方向性の検討

- ・一市町村で完結できない課題と進むべき方向性について「地域戦略会議」で検討
- ・知事や企画振興部長等も随時参加し、企業や教育関係者等地域で活躍する方々を交えて議論



まち・ひと・しごと創生法案の概要

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の創出

基本理念 (第2条)

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 (第11条～第20条)

- 本部長：
内閣総理大臣
- 副本部長(予定)：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
- 本部長：
上記以外の全閣僚

まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定) (第8条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目的や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(努力義務) (第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目的や施策に関する基本的方向等

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(努力義務) (第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目的や施策に関する基本的方向等

勘案

勘案

勘案

施行期日：公布日(創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日)